

県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する工事において、週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるほか、各種法令を遵守していれば月単位で4週8休を確保しなくてもよい。

(5) 4週7休以上4週8休未滿

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未滿の場合

(6) 4週6休以上4週7休未滿

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未滿の場合

(7) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(8) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3 対象工事

以下の全てに該当する工事を週休2日確保工事の対象とする。

- ・ 当初工期が土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）における標準工事日数以上である場合、または積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事
- ・ 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

4 発注者指定型と受注者希望型

3に当てはまる工事については、受注者希望型として発注することを標準とする。

発注者指定型の発注については、別途定めるものとする。

5 工事費の補正

週休2日の実施による工事費の補正については、6 実施内容の定めに基づき、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、労務単価及び機械賃料については、市場単価や土木工事標準単価などの単価の内訳が不明で、かつ週休2日に対応した単価の設定がないものについては当該補正を行わない。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.01
現場管理費	1.05	1.04	1.02

6 実施内容

(1) 週休2日確保工事の発注

発注者は、特記仕様書に下記事項を明記して発注する。

- ・ 週休2日確保工事の対象となっていること
- ・ 発注者指定型または受注者希望型の別

また、発注者指定型においては、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の補正を行い、補正を行っていることについても特記仕様書に明記する。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、現場閉所日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議する。

(3) 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は、毎月の履行報告書提出時に、工程表等の現場閉所日の確保を確認できる資料を添付する。

(4) 工期変更

発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じる。

- ・ (工事着手前の場合) 施工計画書の作成にあたり受注者が工程を検討した結果、当初発注時の工期では週休2日確保が不可能であると認められる場合
- ・ (工事着手後の場合) 履行報告書や工事日報等により、発議があった日以前において週休2日が確保されていることを確認できており、週休2日確保にあたり工期の延長が必要である場合
- ・ 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

(5) 設計変更

発注者は、工事完成時に工事日報等により週休2日の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

1) 発注者指定型の場合

4週8休を確保できた場合は、当初積算時の補正を引き続き適用する。

なお、4週8休未満の場合は、上記の補正を減額し、4週6休以上を確保できた場合であっても、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満の場合の補正は行わない。

2) 受注者希望型の場合

達成状況に応じて、4週8休以上、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満の補正を行う。

(6) その他

発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

受注者は発注者が行う調査等に協力するものとする。

7 工事成績評価における評価

受注者希望型において、週休2日の確保が確認できた場合は、受注者の休日の確保及び適切な工程管理等を評価するものとする。

週休2日を確保しなかった場合は、発注者指定型、受注者希望型ともに受注者の休日の確保及び適切な工程管理等を評価しない。

8 附則

この要領は、平成30年10月1日以降公告となる工事から適用する。